

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV等で避難中であることの証明と収入要件）を満たせば、現在のお住まいの市区町村から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、**現在お住まいの市区町村での手続きが必要です。**（詳しくは裏面をご覧ください）

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する避難世帯に対し、**1世帯当たり5万円**を支給します。

I 避難世帯全員が令和4年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

II 予期せず家計が急変したことで令和4年1月～12月の収入が減少し、避難世帯全員が「**住民税非課税相当**」※³となった世帯（家計急変世帯）

※3 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除した額）が、市町村民税均等割非課税水準以下であることをいいます。

（一例）青森市の住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：965,000円以下、母・子(1人)の場合：1,469,000円以下

提出先 ※青森市にお住まいの場合

○窓口受付 青森市役所 駅前庁舎 4階 福祉政策課

○郵送受付 〒030-0801 青森市新町一丁目3-7

青森市 福祉部 福祉政策課 緊急支援給付金担当

提出期間

令和5年1月31日（火）まで ※当日消印有効

お問い合わせ先

青森市 福祉部 福祉政策課
緊急支援給付金担当

017-734-5313（8:30～18:00※土日祝を除く）

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145（9:00～20:00※土日祝を除く）

支給対象（表面に記載）に該当する方で、5万円の給付をご希望される場合は、以下の流れに沿って手続きを行ってください。

① 申出書とDV等避難に係る措置等の証明書の提出

別紙「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」（申出書）に必要事項を記入の上、申出書中の「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類」欄で選択した措置等の証明となる書類を併せて市に提出してください。

DV等避難に係る措置等の証明書類の例

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されていることがわかる書類

※証明書類の提出ができない場合にはご相談ください。

② 市から郵送される申請書の返送

申出書及び証明書類によりDV等避難に係る措置等の確認がとれた方には、市より緊急支援給付金申請書が送付されます。記載例を参考にしながら必要事項を記入し、誓約・同意事項や、提出書類について十分確認の上、同封の返信用封筒を使用して市に返送してください。※申請内容に不備等がある場合、市が連絡する場合があります。

③ 市が給付金をお振込みします

②で返送した申請書類の受理後、概ね3週間程度で申請書に記載された銀行口座に給付金をお振込みします。（申請が殺到した場合や、申請内容に不備が確認される場合には遅くなることがあります。）

Q 住民票がある世帯で配偶者が給付金を受給済である場合や配偶者の扶養に入っている場合も受給できますか？

A DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である等、要件を満たせば受給可能です。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに国や都道府県・市の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。